

## 第47回京都市廃棄物減量等推進審議会

### 摘録

【日時】平成22年8月17日（火） 午後2時00分～午後4時00分

【場所】職員会館かもがわ 2階 大会議室

【出席委員】高月会長，石田委員，今西委員，小畑委員，郡嶋委員，酒井委員，田村委員，坪内委員，中島委員，原委員，原田委員，堀委員，松原委員，宮川委員，山内委員

【欠席委員】奥原委員，黄瀬委員，新川委員，崎田委員，鈴鹿委員

#### I 開会

（高月会長）

挨拶

近年，めまぐるしく環境に係る情勢が変化しているので，検討する事項が増えてきている。今回の審議会は2件の議事があるので，活発なご議論をお願いする。

#### II 議事

（郡嶋委員）

資料1（有料化財源活用方法に関するとりまとめ案）について説明

（宮川委員）

3ページ「(2) 有料指定袋制に係る必要経費の削減」の袋の在庫調査の部分は少しニュアンスが違う。「袋の在庫調査は販売店にとって負担である」と記載があるが，委託内容自体が無駄であるということ。

（事務局）

現状の委託内容についてご紹介させていただくと，保管，配送，在庫調査の業務について入札によって委託先を決めている。平成20年度決算の委託経費の総額が約8800万円となっており，そのうち在庫調査についての経費は約900万円となっている。

家庭ごみの有料指定袋の在庫調査方式（「販売実績方式」）を採用した経緯について，京都市は中小企業が多く，「買取方式」の場合，仕入れ費用を立て替えることになり負担になるなどの理由から在庫調査方式を採用した。

また，平成19年12月に実施した取扱店業務アンケート調査で，約6割の取扱店が「現行方式のままでよい」と回答している。しかしながら，審議会からもご意見をいただいているので，他都市の事例等，様々な観点から，現在検討を行っている。

(宮川委員)

在庫調査の委託費用について、もっと掛かっていると思っていた。取扱店を全店見回る人件費とかはどうなっているのか、他の費用と一緒にしているのか。

(事務局)

入札の対象にしている委託業務としては、有料指定袋の保管、配送、在庫調査が一括りであるが、在庫調査で約900万円の費用がかかると積算している。

(宮川委員)

配送日程を決めて行えば、もっとコストを下げられると思う。

(松原委員)

先程、事務局から、京都市は中小企業が多く、「買取方式」による仕入れ費用の負担がかかるなどの理由から在庫調査方式を採用したとの説明があったが、現状では、私の知る限りで、当初の有料指定袋の取扱いに関する説明会に出席していた金物屋等の個人商店で、ほとんど家庭ごみの有料指定袋の取扱いをしていない。スーパーマーケット、コンビニエンスストア等での取扱いが大部分を占められると思われる。そうであれば、「買取方式」の方がいろいろな面でやりやすいのではないか。

また、在庫調査の実績が販売実績と数値が合わない。在庫調査の方法はどうなっているのか。

(事務局)

現状、有料指定袋の取扱店は、個人商店が948店舗、大型小売店が1000店舗余りある。確かに売上げが微々たる店舗もあり、そういった店舗で在庫調査するのはどうかという意見は指摘事項として受け止めている。先程もご説明したが、在庫調査方式と買取方式のどちらがより良いのか、個人商店等の中小企業への配慮、各取扱店の販売実績や要望、他都市の事例等、様々な観点から、現在検討を行っている。

(松原委員)

有料化財源の活用方法を検討する以前に、配送のコストを1割下げるといったことなども検討しているのか。

(事務局)

民間同士での取引と異なり、コスト論だけで整理することはできず、有料指定袋制導入当時に手数料について地方自治法でどのような位置付けで整理するのかといった検討等も踏まえた結果、現在の方式を採用している。そういった実情を踏まえて、今後どのようにすればいいのかを検討している。

## 議事 2 家庭から出されたごみの持ち去り禁止に関するとりまとめについて

(高月会長)

前回の第46回審議会では議論はなかったが、今回は大型ごみも持ち去り禁止の対象として議論いただきたい。

(田村委員)

97ページ資料2-5「家庭から出されたごみの持ち去りを禁止する目的について」、前回の第46回審議会では、缶、びん、ペットボトルのみを持ち去り禁止の対象に考えていたことから、適正処理は民間による独自回収を否定することに繋がりがねないとなっていた。しかし、大型ごみを対象にしたことで、適正処理の確保を記載している。市による適正処理というと、大型ごみとなるような不用品のリサイクルショップなどの民間回収の妨げになる恐れが出てくる。「市による」を削除して、「適正処理を確保する」といった表現ではだめなのか。

(事務局)

市による適正処理の対象としては、有料指定袋及び大型ごみの手数料券を使用したものに限られるので、それ以外のコミュニティ回収や民間で再使用されている行為を含めて禁止するといった内容ではない。

(原委員)

私も大型ごみの手数料券を買って引き渡す際に持ち去られた人の話を聞いたことがあり、勝手に持っていかれるのは気持ちが悪いので、何らかのルールをつくらないといけない。そういったことから大型ごみを持ち去り禁止の対象とすることに賛成である。

参考資料「持ち去り禁止に関する規定整備に係る京都市の考え方」で、京都市が規定のパターンのCの適用を考えている理由がわからない。私は、パターンBだと思う。罰則を含めないといけない。岡山市での実態を聞いたことがあり、過料の徴収までいかず、パトロールと抜き取りのいちごっこになっていると聞いた。罰則があってもうまくはっていないが、条例をつくるにあたっては、罰則が必要だと思う。運用の段階で、いろいろとうまくやればいい。また、ホームレスに対する配慮について、妙案は浮かばないと思われるが、ルールをつくる以上、罰則は必要だと思う。罰則等の実効性を持ったパターンBがいいのではないかと。

(石田委員)

大型ごみで価値のあるものについては持ち去られているが、再使用されているのならばいいのではないかと。業者が大型ごみを持ち去るのを禁止して、クリーンセンターではまだ使えるような大型ごみを破砕機にかけて処理しているのはどうかと思う。

(事務局)

他都市の事例からも、パトロールを徹底することが特に効果があることから、罰則を設けずに、条例で持去り行為を取り締まる根拠を整備することが、重要だと考えている。

また、パブリックコメントのご意見でも多かったホームレス等の生活困窮者への配慮について、条例の見直しとは別に考える必要があるが、持去りによって生計を立てているという生活の実態があることは理解している。持去り禁止の目的が、ホームレス等の生活困窮者を罰するためではないので、自立支援の促進について関連部局と連携していきたいと考えている。

悪質な事例については、警察と連携して取り締まれるよう考えているので、罰則を設けずに、パトロールで対応をしていきたい。

(石田委員)

罰則を設けることについて、原委員と同感である。95ページの「現場でのトラブルも想定されることから、行政が責任を持って対応」とは具体的にどういったことなのか。

(事務局)

現状の法令下では、騒音などの迷惑行為への指導は行うことができるが、持去り行為そのものは禁止できる法律や条例がないので、持去りを取り締まることができる根拠規定を今回の条例改正によって、整備することを考えている。さらに、市民の通報等に対して、駆けつけられるようなパトロール体制をつくる必要があると考えている。

(石田委員)

今後、市の職員数を減らすといった方針の一方で、パトロールの体制をつくる上で人員を増やすのはおかしいのではないか。

(事務局)

他都市の事例で、罰則を設けていることと設けていないことで効果に大きな差が見られず、早朝にパトロールを実施しているなど、丁寧に啓発を実施している都市が効果をあげている。そこで、現状では持去りを禁止する根拠がないので、まずはその部分を整理し、その後、丁寧な啓発を実施していきたいと考えている。

(坪内委員)

石田委員のご発言のとおり、市の職員の人数を削減していくことには変わりはないが、パトロールの体制をつくるとなれば人員が必要になる。パトロールの体制をつくるために必要であれば増員するが、全体で市の職員数を減らしていくように調整する。

(今西委員)

私の考えが甘いのかもしれないが、やさしい社会を築いていくため、ホームレス等の生活弱者への配慮からも、罰則は必要ないと思う。パトロールで啓発していけばいいのではないか。

(田村委員)

パトロールの件で、持去りを見かけた場合、市民も協力できるように、市民からの情報提供を伝えられる仕組みをつくってもらいたい。

(酒井委員)

私も罰則を設けないことに賛成である。理由の1つは、今西委員と同感でやさしい社会づくりが必要であること。もう1つはアジア諸国ではごみで生計を立てている方々がたくさんおられる中で、京都市が罰則を設けてまで取り締まりを行うということが発信されれば、その方々の実施されている行為を完全に否定することにもなりかねないので、罰則は避けておいた方がよいのではないかと思われる。

(中島委員)

私の住む地域でも、よく持去りを見かけるが、なかなか持ち去らないように声をかける事は難しい。ただ、パトロールについて、市の職員のみで行うのは難しいと思うので、京都の地域力を活かして、腕章などをつけて各地域の自治会等と連携して取り締まればよいのではないか。それでも難しければ、罰則を設ければよいのではないか。

(山内委員)

私は、実際に自動車による持去りを注意したことがあり、そのときは注意を受け入れて持ち去らなかったが、自宅の敷地内に置いておいたごみ袋を持ち去ろうとした者に注意をしたら、蹴られた経験がある。私の経験からも、市民が持去り対策をしても限界がある。

また、午前8時までにごみ袋を出すよう指導をしているので、パトロールはそれ以前の時間帯に行わなければならない。現状では、市の職員が午前8時以前の時間帯にパトロールするのは難しいのではないか。

(郡嶋委員)

どうしても廃棄物の問題は規制法になる。これを事業法としてとらえた場合、ごみ袋の排出から収集までの時間が問題で、その時間を短くし、持ち去られないよう管理することを考えないといけない。パトロールなどの規制だけを考える以前に、ごみ袋を排出した人がそのまま置きっぱなしでは持ち去られるので、収集されるまでの管理の部分を工夫するといった、根本的な部分について検討する必要があるのではないか。

また、現状、有価物を無価物として捨てているということが問題である。例えば、収集の委託業務について、収集だけでなく有価物の売却を含めた委託業務にした場合、有価物の売却益を見込んだ額で、事業者は入札してくると思われる。そうすると、少しでも有価物を抜き取ら

れないように収集する。アルミ缶を有価物であると明確に位置付けて、持ち去られたくないといった行動をとってもらえるような取組について検討が必要ではないか。

(酒井委員)

先程の石田委員のご発言のあった、大型ごみをクリーンセンターで破砕処理していることについて、私も同感である。大型ごみを対象にしたことで、持ち去った後でリサイクルされているのであればいいのではという意見に対して、適正処理を確保するために持ち去りを禁止し、クリーンセンターで処理を行うというだけでは弱い。市の処理では、ほとんどリサイクルされていないので、その部分について根本的に考える必要がある。電化製品を持ち去り、銅線部分をリサイクルされているのであれば、その方が社会的により良いことなのかもしれない。市がその部分についてしっかり取り組んでいるのかというと、極めて厳しいのではないか。

また、98ページ「(1) 規制対象とするごみの種類」に記載された「有価性を考慮し」の部分については、大型ごみの適正処理の責務とリサイクルの推進の間で論理矛盾を生じる可能性があるので注意が必要。

(事務局)

大型ごみについて、収集後、クリーンセンターで破砕し、金属部分については回収しているといった現状である。

しかしながら、手数料券を購入して市に収集依頼をしたものを持ち去られて、手数料券を購入した金額がむだになったという問い合わせがあることも事実であり、適正処理をしている部分はリサイクルと相反するが、市に収集依頼のあった大型ごみについては、適切に市で収集できるように持ち去りの対策を検討する。

本日いただいたご意見等を踏まえ、大型ごみをリサイクルしていくという部分について、コスト面も考慮しながら検討する。

(郡嶋委員)

民間の宅配便等の事業者のシステムを研究して、大型ごみの排出から市の収集までにかかる時間を短くするということをすれば、持ち去りの被害を防げるのではないか。

(事務局)

確かに、民間の事業者では市以上の発想で取り組まれている部分もあると思われる。現状、大型ごみの収集については、随時市内で個別に収集しているわけではなく、日ごとに一定の地域単位で収集している。そこで、大型ごみを出す場所が、団地等ではある程度決まっているので、そこを狙って持ち去られているといったことも聞いている。そういった部分と、郡嶋委員からご意見のあった民間の宅配事業者のシステムも参考に今後検討する。

(中島委員)

大型ごみの収集依頼をして自宅前を出しておいたら、その大型ごみを欲しいと言ってこられた人がいて、あげた経験がある。持ち主が不要と思っても、他の人にとっては欲しいと思うものがあるのではないか。京田辺市では、不要になったものを他の人にあげるといったシステムがあり、特に学生に需要がある。京都市においても、大型ごみになるような不用品を他の人にあげるシステムを考えないといけない。欲しいといってもらえる方に再使用してもらうことはうれしいことなので、大きな都市でも不用品を再使用してもらえるように考えてもらいたい。

(坪内委員)

既に京都市において、「いつでもフリーマ」といった不用品の再使用をしてもらうシステムがあるが、利便性の面でよくないといった意見をいただいている。また、大型ごみをパッカー車で収集する際に、思い出の品が破碎されるのを見るのは心もとないとの意見もいただいている。大型ごみの再使用について京都市でどのような仕組みを作るのがいいのか、他都市の事例等を参考にして検討していく。

(郡嶋委員)

先程の中島委員のご発言にあった京田辺市の不要品の再使用の取組で、産業祭の中でフリーマーケットを設けている。特にこのフリーマーケットが有名になったきっかけに、500円程で購入したスケートボードがヴィンテージ物であり、その後25万円程の価値になったということがあった。そういったことから、宝探しといったアピールをしてはどうかと思う。

(宮川委員)

店頭でアルミ及びスチール缶を回収しており、京都市内の店舗では抜き取られないが、大阪市内の店舗では抜き取られることがある。資源ごみの処理は、税金をかけずに行うことが最善ではないかと思う。まずは、対象を悪質な業者に限定して取り締まるのがいいのではないか。

(小畑委員)

持去りを禁止することについて、市民しんぶん等で周知徹底することが重要に思う。早朝のパトロールは大変に思うので、違法駐車のパトロールと同様の方法で検討してはどうか。

(山内委員)

コミュニティ回収の取組の改善について、リユースびんのみしか回収できないようにしたことは良かった。回収品目に携帯電話といった有価物を増やす場合、安全といった視点も検討してもらいたい。

(高月会長)

本日の審議全体の意見として、悪質な業者を厳しく取り締まることに重点を置き、とりあえず現時点では、罰則を設けるべきではないという方向でとりまとめさせていただくことでよいか。

<委員了承>

(石田委員)

今回の議題とは関係ないのだが、祇園祭の件に関して市に対してお願いしたいことがある。イベント後につきもののごみの散乱等の清掃について、現状、市が関与せずにボランティアに任せている。一度、現場を見に来ていただきたい。その上で、ボランティア活動に参加されている方々へ、感謝の気持ちを表彰するなどで表していただきたい。

(事務局)

先で行われた祇園祭の清掃ボランティアには、市の職員も参加しており、実際に現場を見ている。イベントについてのごみ対策については、先般策定した「みんなで目指そう！ごみ半減！循環のまち・京都プラン」の重点戦略として「イベント等のエコ化」を挙げており、その中でイベントグリーン要綱の策定等を踏まえて対策を実施していく。